

禁止される用途（場所）・行為

・喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所は、次の用途に使用（一時的又は本来用途以外に使用する場合も含む。）される場所（以下「指定場所」という。）の禁止される部分では、「喫煙」、「裸火使用」及び「危険物品持込み」の行為が禁止されており、「喫煙」は、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

指定場所	
劇場等	・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等で客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏、スポーツ等の各種興行を行う延 1000 ㎡以上の場所をいう。
飲食店等	・キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、レストラン、喫茶店等で客席を設けて客に飲食を提供する場所をいう。
百貨店等	・百貨店、マーケット等の物品販売店舗で延 1500 ㎡以上の場所をいう。
屋内展示場	・物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人に見せる施設をいう。
スタジオ	・大道具や小道具でセットを作り、テレビの撮影をする部分の合計 150 ㎡以上の場所をいう。
重要文化財等	・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
旅館等	・旅館、ホテル、宿泊所又は公衆浴場をいう。
地下道	・公衆の通行の用に供する地下道